

保護者様

大阪府立茨木高等学校

インフルエンザ罹患報告書について

インフルエンザに罹患した場合、学校保健安全法第 19 条に基づき出席停止となります。つきましては、病院受診時に自宅療養期間を医師に確認し、下記報告書（保護者記入押印）を登校時に担任へ提出してください。

出席停止期間の基準 【発症した後、5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで】

*「発症」とはインフルエンザ様症状（発熱）が始まった日です。症状が出た翌日を1日目として数えます。インフルエンザウイルスは、解熱後も体内に残存しています。自身の健康回復のため、感染拡大予防のためにも出席停止期間を守り、自宅にて安静に過ごしてください。

例

発症 0日目	発症 1日目	発症 2日目	発症 3日目	発症 4日目	発症 5日目	発症 6日目	発症 7日目
発症	解熱					登校可能	
発症				解熱			登校可能

報告書（インフルエンザ用）

年 組 番 生徒名

保護者名

Ⓜ

診断名

インフルエンザ（ ）型

発症日

(症状が出た日)

令和 年 月 日

解熱した日

令和 年 月 日

自宅療養期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日

医師からの指示事項など

()

担任確認→保健室保管